

平成 2 9 年 度
山 梨 県 公 共 事 業 評 価
意 見 書

平成 2 9 年 1 1 月 1 3 日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	P1
1 事前評価について	
1-1 事前評価実施にあたって	P2
1-2 個別事業に対する意見	P2
2 再評価について	
2-1 再評価実施にあたって	P4
2-2 個別事業に対する意見	P4
(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	P4
(2) 計画内容を見直した上で 継続することが妥当と判断した事業	P7
3 事後評価について	
3-1 事後評価実施にあたって	P8
3-2 個別事業に対する意見	P8
4 附帯意見	
評価調書の見直し等について	P10
5 審議経過	P11
6 平成29年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	P12

はじめに

山梨県の社会資本をめぐっては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催や2027年のリニア中央新幹線の開業といった県の発展につながる絶好の機会を迎えようとしている一方で、加速する社会資本の老朽化、大規模自然災害への備えなどの様々な課題を抱えている。このような状況において、県では限られた財源の中で、『安全安心を支える基盤づくりを進める「防災・減災」分野』、『地域資源を生かして活力ある地域づくりを進める「活力」分野』、『健やか・快適環境を創造する「くらし」分野』毎に重点目標を定め、社会資本整備を進めている。

これらの社会資本整備にあたっては、計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を本格導入し、事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度などの妥当性や同種の事業間の優先度などの観点から事業実施の是非を総合的に評価し、再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減などの諸観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性などの観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では平成27年度に25事業、平成28年度に28事業を審議し、公共事業評価の適正化を図ってきている。

本年度は、事前評価4事業、再評価7事業、事後評価4事業、合わせて15事業について、個別説明及び現地視察を経て、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。なお、再評価1事業については9月20日に意見書の提出を行っている。

今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に反映されたい。

1 事前評価について

1-1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の4事業について事前評価の審議を行った。

事業に対する意見は次のとおりである。

1-2 個別事業に対する意見

①道路事業 国道358号おんこうじきた（遠光寺北交差点）（甲府市）

この事業は、国道358号の遠光寺北交差点において、中心市街地へのアクセスの向上を図るために、現道拡幅改良を行うものである。

現在、遠光寺北交差点は甲府市街地南北及び東西方向の交通流の結節点であり、朝夕の通勤時間帯を中心に著しい交通渋滞が発生している。また、リニア中央新幹線新駅と甲府駅を結ぶ主要なアクセス道路となることから、リニア中央新幹線開業時までには整備を進める必要性が認められる。

主要な渋滞発生箇所の解消や、拠点機能へのアクセス向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

②街路事業 おおてにちょうめあさばらばし やなぎまち（都）大手二丁目浅原橋線（柳町工区）（甲府市）

この事業は、甲府市中央四丁目において、現道を拡幅し、歩道を整備するとともに、電線類の地中化を行うものである。

当該区間を含む甲府市中心市街地においては、慢性的な渋滞が発生している他、歩道も狭く、歩行者及び自転車の通行が危険な状態となっている。

本事業の整備により、隣接する古府中環状浅原橋線や和戸町竜王線の整備と一体となって、中心市街地と周辺地域との交通ネッ

トワークが強化され、交通の円滑化が期待されるとともに、歩行者の安全性の向上が図られることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

③経営体育成基盤整備事業 ほたり 穂足（北杜市）

この事業は、北杜市須玉町において、担い手への農地集積を促進するためのほ場整備を実施することで、農作業の効率化による農業経営の安定化を図るものである。

現在、狭小で不整形な農地が大半を占め、大型農業機械での作業は困難な状況にある。また、農道は狭く通行時に危険が生じているとともに、用排水路の老朽化による通水機能の低下など農家の負担は大きく、早急な整備が強く望まれている。

このような中、本事業によりほ場整備を実施することで農業生産力の向上による産地の強化や、農作物の安定供給が期待できることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

④かんがい排水事業 たてなしせぎ 楯無堰（北杜市、韮崎市、甲斐市）

この事業は、一級河川塩川から取水している農業用水を、韮崎市穂坂町、甲斐市龍地地域に今後も安定的に供給するため、老朽化した基幹農業用水路を改修整備するものである。

当該施設は昭和30年代に整備された後、50年以上が経過しており、施設の各所でコンクリートの破損やひび割れ等が見受けられる状況となっている。特に隧道や水路橋等主要施設の老朽化は著しい状況であり、早急な対応が望まれている。

このような中、本事業により施設を改修整備することで、安定した農業用水の供給が可能となり、施設の長寿命化が図られるとともに、地域農業の持続的発展に資するものであるため、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

2 再評価について

2-1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を早期、かつ最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。今回は、以下の6事業について再評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①林道事業 林道塚本山線つかもとやま（山梨市）

この事業は、山梨市北部の塚本山一帯の県有林を管理経営し、地域の林業振興や活性化、また、森林の有する公益的機能の維持増進に有効な林内路網を形成するため、森林管理道を整備するものである。

今回の見直し案は、地形が急峻で地質も脆弱な区間があり、計画どおりの事業進捗とならなかったことに加え、施工区間内において大規模な法面崩落が発生したことから、対策工事等に要する事業費の増額と事業期間を延伸する内容となっている。

現在、8割程度の事業進捗が図られていること、この事業の完成により、林業生産力の向上と森林整備の効率化が図られることなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成33年度の完成に努められたい。

②道路事業 国道411号（^{かつぬま}勝沼拡幅）（甲州市）

この事業は、国道411号の甲州市勝沼町山から等々力地内において、歩行者等の安全性・利便性の向上や周囲の景観に配慮した道路を整備するために、現道拡幅、歩道整備及び電線類の地中化を行うものである。

今回の見直し案は、甲州市の主要観光ルートである当該区間の景観形成に資するための計画変更等により事業費を増額するとともに、用地交渉に時間を要したことから事業期間を延伸する内容となっている。

現在、7割程度の事業進捗が図られていること、この事業の完成により、これまでの投資による効果が十分に発現することから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成37年度の完成に努められたい。

③道路事業 （主）甲府昇仙峡線（^{こうふしょうせんきょう}新長とろ橋）（甲府市、甲斐市）

この事業は、主要地方道甲府昇仙峡線において、幅員が狭く大型車同士のすれ違いが困難であるとともに、老朽化した長潭橋に替わり、新設橋を整備するものである。

今回の見直し案は、地質調査結果に基づき橋梁下部工工事に大規模な仮設工が必要となったこと、移転にかかる用地補償交渉に時間を要したことから、事業費を増額するとともに事業期間を延伸する内容となっている。

用地取得に関して概ね完了したこと、この事業の完成により、緊急輸送道路及び観光道路としての機能が向上することなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成33年度の完成に努められたい。

④道路事業 (主) 甲斐早川線 (早川芦安連絡道路)

(南アルプス市、早川町)

この事業は、南アルプス市芦安と早川町奈良田を結ぶ災害に強い道路を新たに整備するものである。

今回の見直し案は、地質調査の結果、想定以上に軟弱な地盤が確認されたことから、ルート見直しを含め、トンネルの補強工法の追加などを行ったことにより、事業費を増額するとともに事業期間を延伸する内容となっている。

この事業の完成により、災害時の孤立化防止が図られること、南アルプス地域の一年を通じた観光が可能となることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成38年度の完成に努められたい。

⑤砂防事業 大和川 (南アルプス市)

この事業は、南アルプス市を流下する大和川において、台風や集中豪雨による土砂災害を防止するため、砂防堰堤を整備するものである。

今回の見直し案は、既設水路の付け替えの必要が生じ、地元との協議及び工事に時間を要すこととなったため、事業費を増額するとともに事業期間を延伸する内容となっている。

現在、8割程度の事業進捗が図られていること、この事業の完成により、土石流被害に対する地区の安全性が大きく向上することなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成32年度の完成に努められたい。

(2) 計画内容を見直した上で継続することが妥当と判断した事業

①道路事業 国道140号（新山梨環状道路・東部区間）（甲府市）

この事業は、甲府都市圏を取り囲む「新山梨環状道路」において、供用している南部区間を東へ延伸整備するものである。

今回の見直し案は、施工条件の詳細な検討結果に基づき、橋梁形式などの見直しが必要となったこと、地質調査の結果から、想定以上の軟弱地盤であることが判明し、軟弱地盤対策の見直しが必要となったことから、事業費を増額する内容となっている。

また、国土交通省補助事業に採択された事業区間と整合を図るため、事業評価区間の見直しを行った。

現在、用地取得は8割程度進捗していること、主要構造物の工事に着手していること、この事業の完成により、環状ネットワーク効果の早期発現とともに、周辺道路の渋滞緩和が図られることなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成32年度の完成に努められたい。

3 事後評価について

3-1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響などの検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、以下の4事業について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

3-2 個別事業に対する意見

①林道事業 林道^{きょうどいわさきやま}京戸岩崎山線（笛吹市、甲州市）

この事業は、笛吹市と甲州市にまたがる岩崎山の森林860haを適切に管理経営するため、2つの既設林道を連絡する森林基幹道を整備したものである。

本事業により、計画的・効率的に森林整備が行われ、木材の搬出も円滑に行われていることから、事業効果は大きいと判断される。

さらに、適切な森林整備の実施により、水源涵養や土砂流出防備等の森林の公益的機能が向上し、事業の目的が達成されたと評価できる。

②道路事業 （主）^{にらさきみなみ}韮崎南アルプス中央線

（新山梨環状道路 南部区間 若草工区）（南アルプス市）

この事業は、甲府都市圏を取り囲む「新山梨環状道路」の南部区間のうち、中部横断自動車道・南アルプスICから若草ランプ間の整備を行ったものであり、甲府市内に集中する交通を分散し、甲府市街地の交通渋滞緩和を図るために実施したものである。

整備後は、周辺道路における交通の分散化が図られ、混雑が緩和されるとともに、地域間の連携や緊急時の輸送体制の確保が図られたと認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

③道路事業 (主) 甲府山梨線こうふやまなし (八幡やはたバイパス I 期) (山梨市)

この事業は、主要地方道甲府山梨線の山梨市大工から北地内において、幅員が狭小で視距が確保できず、すれ違い困難などの状況を解消するため、バイパス道路を整備したものである。

整備後は、西関東道路へのアクセスが向上するなど、道路利用者の利便性向上と、安全な通行が確保されたと認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

④住宅事業 県営住宅湯村団地ゆむらだんち (甲府市)

この事業は、県営湯村団地において、建築後約40年が経過し老朽化や狭小であった居住環境を改善するため、建て替え整備をしたものである。

整備後は、エレベーターの設置などによりバリアフリー化が図られ、居住形態に合わせた間取りとして改善されているほか、近隣への日照を考慮して北側に駐車場を配置し、道路と住棟の間には植栽帯を設けるなど、適正な居住空間が確保されている。入居状況も良好なことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

4 附帯意見

個別事業に対する本委員会の意見は前記のとおりであるが、審議過程において各委員からは事業全般に関すること、評価手法に関わることなど多くの意見が出された。

公共事業評価を実施するに当たっては、県民へのアカウントビリティ（説明責任）や客観性・透明性を十分に確保する必要があることから、ここに、今後検討すべき主な内容を附帯意見として附記するので、県におかれてはこの趣旨を十分理解され、今後の評価調書の作成や事業計画の策定等に配慮されたい。

○評価調書の見直し等について

調書の記載について、出来る限り明確かつ県民に分かりやすい表現で記述するとともに、必要に応じて調書の改定等改善に努められたい。

また、費用便益比については、便益の内訳や増減理由を記載するなど、分かりやすい記述に努められたい。

なお、改善の方向性については、以下のようなことが考えられる。

1. 調書の記載内容について

- ・再評価調書については、現計画と今回変更計画を図表等用いて分かりやすく対比する。
- ・事前評価調書に記載されている主要目標等を再評価調書にも記載する。

2. 費用便益比の記載方法について

- ・事前評価、再評価、事後評価の各調書を通じて、費用便益比の記載内容を統一する。
- ・費用、便益それぞれについて、総額のみではなく内訳を記載することとする。便益については、主要な便益項目を記載する。
- ・各評価時点において評価基準年を明確にして比較することとし、費用便益比に大きな変化があった場合には、その理由を記載する。
- ・事後評価においては、事業期間の変更による変化も記載する。

5 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：平成29年6月2日（金）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（1事業）
事後評価事業の説明・審議（3事業）

(2) 第2回評価委員会

開催日：平成29年6月30日（金）

内 容：事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（4事業）
事後評価事業の説明・審議（1事業）

(3) 第3回評価委員会

開催日：平成29年7月28日（金）

内 容：現地視察（再評価事業 2事業、事後評価事業 1事業）

(4) 第4回評価委員会

開催日：平成29年9月14日（木）

内 容：再評価事業の説明・審議（1事業）

(5) 第5回評価委員会

開催日：平成29年10月12日（木）

内 容：事前評価事業の説明・審議（2事業）
再評価事業の説明・審議（1事業）

(6) 第6回評価委員会

開催日：平成29年10月26日（木）

内 容：評価調書等の見直し審議

6 平成29年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	むらかみ 村上	ゆきとし 幸利	山梨大学名誉教授
副委員長	むとう 武藤	しんいち 慎一	山梨大学大学院准教授
委員	いしだい 石平	ひろし 博	山梨大学大学院准教授
同	おおつか 大塚	ゆかり	山梨県立大学教授
同	おざわ 小澤	ふさこ 房子	小澤木彫アート代表
同	かきしま 柿嶋	みほこ 美保子	風土記の丘農産物加工 直売組合加工部代表
同	ひらまつ 平松	しんや 晋也	信州大学教授
同	ひらやま 平山	けいこ けい子	山梨大学大学院准教授
同	まつもと 松本	たけし 武	東京農工大学大学院講師
同	よしだ 吉田	しゅういちろう 修一郎	東京大学大学院准教授

(敬称略：委員は五十音順、役職は平成29年10月現在)